

「里山保全地域の届出について」

作成日：2025/08/01

里山保全地域で次の行為を行う場合、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第11条第1項」に基づき、あらかじめ市長へ届出が必要です。これに対して市長は、里山保全地域におけるみどりの保全のため必要があると認めるときは、届出者に対して、必要な指導又は勧告をすることができます。

・届出を要する行為

1. 建築物その他の工作物の新築，改築又は増築
2. 宅地の造成，土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
3. 木竹の伐採
4. 水面の埋立て又は干拓
5. 屋外における土石，廃棄物又は再生資源の堆積

※上記の行為に該当する場合でも、届出を要しない場合があります。詳細は、裏面をご確認ください。

・手続きの流れ

1. 届出を行う前に、みどり自然課へお問い合わせの上、協議をお願いいたします。
2. 届出を要する行為を行う方は、着手の30日前までに、みどり自然課まで届出書をご提出ください。
3. 内容等を確認し、里山保全地域におけるみどりの保全のために必要があると認めるときは、届出者に必要な指導又は勧告を行います。
4. 届出書の受理をもって、届出に係る手続きは終了となります。

※行為完了報告書はありません。

・提出物

以下の届出書へ、必要事項を記載してください。

里山保全地域内行為届出書（様式第1号）

また、行為の種類に合わせて、次の図面等を添付してください。

行為の区分	図書の種類	図書に明示しなければならない事項	図面の縮尺
建築物その他の工作物の新築，改築又は増築	位置図	行為地の位置	1/10000以上
	付近見取図	方位，行為箇所，河川，水路，道路その他の公共施設及び目標となる建物	随意
	配置図	縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内の既存の建物その他の主要工作物及び木竹等の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 (当該工作物からの距離を明示すること。)	1/600以上
	平面図	縮尺及び方位並びに間取り及び各室の用途	1/200以上
	立面図 (4面を原則とする。)	縮尺，主要部分の材料の種別，仕上げ方法及び色彩	1/200以上
	断面図	縮尺	1/200以上
	現況写真		
宅地の造成， 土地の開墾， 土石の採取， 鉱物の採取 その他の土地の形質の変更又は水面埋め立て若しくは干拓	位置図	行為地の位置	1/10000以上
	付近見取図	方位，行為箇所，河川，水路，道路その他の公共施設及び目標となる建物	随意
	平面図	縮尺，方位，行為地の位置及び境界線	1/600以上
	縦横断面図	縮尺，現況及び行為後の状況	1/600以上
	地形図	縮尺，方位，行為地の境界線及び等高線	1/600以上
	現況写真		
木竹の伐採	位置図	行為地の位置	1/10000以上
	付近見取図	方位，行為箇所，河川，水路，道路その他の公共施設及び目標となる建物	随意
	平面図	縮尺，方位，行為地の位置及び境界線	1/600以上
	地形図	縮尺，方位，行為地の境界線，森林の状況及び等高線	1/600以上
	現況写真		
	屋外における土石，廃棄物又は再生資源のたい積	位置図	行為地の位置
付近見取図		方位，行為箇所，河川，水路，道路その他の公共施設及び目標となる建物	随意
平面図		縮尺，方位，行為地の位置及び境界線	1/600以上
縦横断面図		縮尺，現況及び行為後の状況	1/600以上
地形図		縮尺，方位，行為地の境界線及び等高線	1/600以上
現況写真			

里山保全地域内における届出を要しない行為

(ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第11条、規則第7条)

1. 通常の管理行為、軽易な行為

2. 非常災害のために応急措置として行う行為

3. 保全管理計画に基づいて行う行為

4. その他の行為

- (1) 建築物の改築又は増築(改築又は増築に係る床面積の合計が10㎡を超えるものを除く)
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物)の新築、改築又は増築
 - ア 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - イ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
 - ウ その他の工作物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の高さが1.5mを超えるものを除く)
- (3) 社寺境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、改築又は増築
- (4) 面積が60㎡以下の土地の形質の変更(高さが5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く)
- (5) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (6) 面積が10㎡以下の水面の埋立て又は干拓
- (7) 面積が60㎡以下の屋外における土砂、廃棄物又は再生資源の堆積(高さが1.5mを超えるものを除く)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ みどりを保全するための事業の執行として行う行為
 - ウ 建築物の存する敷地内で行う行為で、次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 建築物の新築、改築又は増築
 - (イ) 高さ5mを超える木竹の伐採
 - (ウ) 高さが1.5mを超える屋外における土砂、廃棄物又は再生資源の堆積
 - エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 建築物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が90㎡以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築を除く)
 - (イ) 用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - (ウ) 宅地の造成((ア)の建築物の新築、改築又は増築のため必要な最小限度のものを除く。)又は土地の開墾
 - (エ) 木竹の伐採(林業を営むために行うものを除く)
 - (オ) 水面の埋立て又は干拓
 - オ その他市長が届出を要しないと認めた行為